

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

制限付一般競争入札について

北部地域無人施設運転管理業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 北部地域無人施設運転管理業務委託
- (2) 履行場所 姫路市北部地域内の姫路市上下水道局の各水道施設
- (3) 契約期間 令和7年（2025年）6月27日（予定）から令和10年（2028年）6月30日
（ただし、令和7年6月27日から同年6月30日までは業務開始の準備期間とし、実業務開始日は同年7月1日とする。）
- (4) 業務概要
 - ・ 北部地域の全浄水設備及び機器の運転管理業務
 - ・ 全ての設備及び機器故障等の緊急時における365日24時間オンコール対応業務
 - ・ 水質自動計器保守点検

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (2) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項に規定する業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の業種のうち、業種「設備等点検・保守」、詳細業種「水道設備」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 過去15年間に於いて水道事業体における水道施設運転管理業務（浄水処理工程を含むも

- のに限る)を元請けとして履行した実績を有する者
- ウ 本業務に統括責任者として、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者を配置できる者
- エ 本業務に副統括責任者として、水道技術管理者、水道浄水施設管理技士3級以上又は電気工事士(第二種)以上の資格を有する者を配置できる者
- オ 姫路市税(納税義務がある場合に限る。以下同じ。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (3) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
- ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱(令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- イ 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- (6) 入札に参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- (イ) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦の関係である場合

- (7) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和４年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第２条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定）第３条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配付の期間及び場所

配付期間	公告の日から令和７年（２０２５年）５月３０日まで
配付場所	姫路市役所ホームページ（上下水道局制限付一般競争入札情報）で提供 (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030872.html)

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

- (1) 本業務の入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を上下水道事業管理者に提出し、第２項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式１）

イ 業務実績調書（様式２）及び業務内容を確認できる書類等の写し

ウ 配置予定技術者等設置届（様式３－１及び３－２）及び資格を確認できる書類等の写し

エ 市税について未納がないことの納税証明書（公告日以降の原本。）

オ 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の２）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の３）（公告日以降の原本。）

カ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用）（様式４）

- (2) 入札参加申込の受付期間及び受付場所

受付期間	令和７年（２０２５年）５月２３日から令和７年（２０２５年）５月３０日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。))における午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
受付場所	〒670-0804 兵庫県姫路市保城５２７番地 保城浄水場内 姫路市上下水道局水道部浄水課（以下「浄水課」という。）

- (3) 入札参加資格は提出された書類により審査を行い、その結果を通知する確認通知書は令和７年（２０２５年）６月５日までに発送する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市上下水道局に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和 7 年（2025 年）6 月 10 日正午までに浄水課へその旨を記載した書面を提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市上下水道局はこれに対し速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 仕様書に関する質疑

- (1) 仕様書等の内容に関して質問しようとする者は、令和 7 年（2025 年）6 月 10 日正午までに、指定の質疑書（様式 5）に質問事項を入力し、ファイル名を入札参加者の法人名又は屋号に変更のうえ、浄水課の代表メールアドレス（sui-jyosui@city.himeji.lg.jp）に添付ファイルとして電子メールで送信すること。回答は、令和 7 年（2025 年）6 月 13 日午前 9 時から姫路市役所ホームページ（上下水道局）に掲載する。ただし、質問の内容に参加希望者名を特定することのできる記載があるときは、回答しない。
- (2) 仕様書の質疑の受付期間及び回答日時

質疑の 受付期間	公告日から令和 7 年（2025 年）6 月 10 日正午まで
送信先	浄水課 メールアドレス sui-jyosui@city.himeji.lg.jp
質疑の 回答日時	令和 7 年（2025 年）6 月 13 日午前 9 時から
閲覧の場所	姫路市役所ホームページ（上下水道局制限付一般競争入札情報） (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030872.html)

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	令和 7 年（2025 年）5 月 23 日から 令和 7 年（2025 年）6 月 18 日まで
契約条項を 示す場所	姫路市役所ホームページ（上下水道局制限付一般競争入札情報） (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030872.html)

7 開札の日時及び場所

開札の日時	令和 7 年（2025 年）6 月 18 日午後 2 時から
開札の場所	姫路市保城 527 番地 保城浄水場 2 階会議室

8 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。

- (2) 契約保証金については、規則第 29 条の規定を適用する。

9 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書及び委任状は指定する様式を使用すること。
- イ 入札書へは、業者登録申請時に届け出の代表者印（または受任者使用印）を押印すること。
- ウ 代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- エ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

(2) 入札に関する条件等

- ア 入札書に記載する金額は、千円単位とし、消費税及び地方消費税相当額は含めない。
- イ 入札書には、1 箇月あたりの金額を記載すること。
- ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- エ 最低制限価格の設定はない。
- オ 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2 回とする。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (4) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 第 2 項第 6 号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち 1 者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効としない。
- (6) 再度入札における入札金額が、当該入札の直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 第 9 項第 1 号及び第 2 号に規定する入札に関する条件等に違反する入札

11 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合はくじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

12 その他

- (1) 本業務についての説明会は実施しない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札決定後、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者が契約締結までに、入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。